

本庁舎外環境衛生管理業務委託仕様書

1 委託名 本庁舎外環境衛生管理業務委託（以下「本業務」という）

2 履行場所 千葉市中央区千葉港1番1号外1か所
(外1か所は千葉市中央区千葉港2番1号)

3 委託期間 令和5年4月10日から令和6年3月31日まで

4 対象設備

本業務の対象となる施設及び設備は以下のとおりとする。詳細は別紙を参照とする。

(1) 本庁舎

ア 建物構造：鉄骨造・鉄筋コンクリート造、地上11階、塔屋1階

延床面積：48,888.74m²

イ 付帯施設（連絡通路、車庫等）

延床面積：2,286.20m²

(2) 千葉中央コミュニティセンター

ア 建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下3階、地上10階、塔屋2階

イ 延床面積：51,801.61m²

5 業務目的

本業務は、本庁舎及び千葉中央コミュニティセンター（以下、「中央CC」という）内の衛生的環境を確保するため、環境測定等を実施することを目的とする。

6 一般事項

(1) 用語の定義

本庁舎外環境衛生管理業務委託仕様書（以下、「本仕様書」という）において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

ア 「現場責任者」とは、本業務の現場業務を総合的に把握し円滑に実施するために発注者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

イ 「現場責任者の職務を代理する者」とは、本業務の現場業務の中で現場責任者が不在の場合にその職務を代行する者をいう。

ウ 「業務従事者」とは、現場責任者、現場責任者の職務を代理する者及び業務責任者以外の者を総称している。

(2) 受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令等を遵守し、本仕様書に定められた項目を誠実に履行すること。

また、業務従事者への賃金の支払いや労働条件についても、最低賃金法等の労働関係法令を遵守するとともに、業務従事者の賃金について、発注者から関係書類等の提出を求められた場合はただちに提出すること。

(3) 受注者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

(4) 受注者は、本業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負う。

(5) 本市では、環境マネジメントシステム（C-EMS）を運用し、省資源・省エネルギーの推進、3R（発生抑制、再使用、再生利用）活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の低減に関する取組みを行っていることから、本業務の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。

(6) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うとともに漏えい、滅失、改ざん、き損及び不適切な管理によるその他の被害が生じぬよう必要な措置を講じなければならない。また、業務中のどのような状況で知り得た個人情報であっても、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(7) 本仕様書及び契約書に定めがない事項は、発注者と受注者と協議のうえ定めるものとする。

7 現場責任者の選任及び役割

(1) 現場責任者の選任

受注者は、本業務を適正に履行するため、業務従事者の中から現場責任者及びその職務を代理する者を選任し、発注者へ届け出ること。

(2) 現場責任者の役割

ア 現場責任者は、作業員に業務目的、作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。また、常に発注者と連絡の取れる体制をとること。

イ 現場責任者は、作業員の勤務状況を把握し、業務の向上に努めること。

ウ 現場責任者は、発注者より本業務の実施状況について確認の求めがあった場合には、これに立ち会うこと。

8 業務実施に伴う駐車場の利用

本庁舎及び中央CCの駐車場の利用はできない。ただし、作業上やむを得ず駐車する必要が生じたときは別途協議する。

9 服務規律

(1) 業務従事者は、本業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用し、業務従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たなければならない。

(2) 業務従事者は、鍵の貸与を受けた場合、管理を徹底するとともに本業務を遂行するために必要な場合に限って使用することとし、複製はしないこと。

(3) 業務従事者は、対象施設の図面など業務に関する資料の閲覧又は貸与を受けることができる。貸与を受けた場合は、管理を徹底するとともに、本業務を遂行するために必要な場合に限って使用することとし、複製はしないこと。

(4) 業務従事者は、対象施設が公共施設であることを十分に認識し、礼儀正しく品行を慎み、来庁者に対しては親切丁寧を旨とし、仮にも粗暴な言動があつてはならない。

(5) 業務従事者は、昇降機を使用する際は、他の利用者に対して声かけをしてから乗り入れ、来庁者を優先させること。

(6) 業務従事者は、拾得物について、ただちに発注者に届け出ること。

(7) 業務従事者は、本業務に關係のない場所及び部屋への出入りはしないこと。

(8) 業務従事者は、業務中の飲酒、その他職務遂行を怠るような行動をとつてはならない。

(9) 敷地内は、全面禁煙である。

10 提出書類

受注者は、発注者と協議の上、次に掲げる書類を提出すること。なお、作業計画書は、発注者の承認を得ること。

No.	提出書類	内 容	提出時期
1	業務着手届	業務に着手した日を示したもの	・業務開始前
2	業務従事者名簿	現場責任者、現場責任者の職務を代理する者及び作業員の氏名、年齢を記載したもの	・業務開始前 ・内容変更時

3	業務報告書	作業実施状況及び結果を示したもの (作業写真及び報告書)	・業務完了時
4	業務完了届	業務を完了した日を示したもの	・業務完了した時

11 業務内容及び業務対象施設名

- (1) 環境測定業務 本庁舎、中央CC
- (2) ばい煙測定業務 中央CC
- (3) ねずみ等生息調査業務 本庁舎、中央CC
- (4) 受水槽清掃業務 本庁舎、中央CC
- (5) 汚水雑排水槽清掃業務委託 本庁舎、中央CC

※詳細は別紙のとおり

12 委託料の支払等

- (1) 受注者は、業務をすべて完了したときは、完了届を提出し、発注者が行う業務の検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、上記(1)による発注者の検査に合格したときは、委託料の請求をすることができる。
支払いは全ての業務完了後とする。
- (3) 発注者は、上記(2)の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

環境測定業務

1 業務内容

本庁舎及び中央CC内の衛生的環境を確保するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、空気環境測定業務を実施すること。

(1) 本庁舎及び中央CC内の空気環境測定

ア 本庁舎は毎月27地点、中央CCは偶数月に32地点の空気環境の測定業務を行う。

イ 測定項目（事務室）

浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流、照度、騒音、ホルムアルデヒド※

※本庁舎のみ6～9月中に実施

ウ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、同法関連政省令及び「千葉市特定建築物維持管理指導要綱」等で定められた基準を遵守すること。

エ 測定点

本庁舎

階	測定箇所（奇数月）
1	2
2	2
3	3
4	3
5	3
6	3
7	3
8	2
9	2
10	2
11	0
高層棟屋上	1
低層棟屋上	1
計	27

中央CC

階	測定箇所（偶数月）
地下3	2
地下2	2
地下1	3
1	3
2	3
3	3
4	2
5	2
6	2
7	2
8	2
9	2
10	2
外気（地上）	1
外気（屋上）	1
計	32

※測定場所（事務室）は別途協議する。

(2) 報告書の作成

ア 1回の測定ごとに報告書を作成し、提出すること。

イ 報告書は紙媒体のものと、電子データのものをそれぞれ提出すること。報告書の形式等については必要に応じ、発注者と協議するものとする。

ばい煙測定業務

1 業務内容

大気汚染防止法第 16 条の規定により、中央CCにおいて冷温水発生機（3台）及び還流ボイラー（1台）から発生する排ガス中のばい煙を採取し、窒素酸化物（夏季・冬季測定）及びダスト濃度（冬季測定）の分析を実施すること。

（1）業務内容及び測定時期

ガス吸式冷温水発生機及び還流ボイラーより発生する排ガス中のばい煙を採取し、下記の2項目を測定する。

- ① 窒素酸化物濃度測定 (JIS K0104)
夏季・冬季 各1回測定 8月、2月実施予定
- ② ダスト濃度測定 (JIS Z8808)
冬季 1回測定 2月実施予定

分析・測定方法 (JIS 規格)	
規格番号	規格対象名
K0104	排ガス中の窒素酸化物分析方法
Z8808	排ガス中のダスト濃度の測定方法

※測定の時期は、担当者と協議の上決定するものとする。

※参考 機器仕様

設置場所	中央CC	
機器名	吸式冷温水発生機	小型貫流蒸気ボイラー
機種	A B - G - S G - 5 0 0 E	S Q - 2 0 0 0 A S
台数	3台	1台
冷凍能力	1,512,000 Kcal/h	10.0 kg/cm ²
加熱能力	1,265,000 Kcal/h	2,000 kg/h
冷水流量	302 m ³ /h	1,078,000 kcal/h
温水流量	253 m ³ /h	7.44 m ²
冷却水流量	500 m ³ /h	96 ℥
燃料種類	都市ガス 13A	都市ガス 13A

（2）報告書の作成

- ア 現場責任者は、作業計画書に記載した業務終了後速やかに、業務報告書を作成し、発注者に提出すること。
- イ 発注者は、作業の実施状況について、現場責任者へ報告を求めることができる。
- ウ 発注者は、業務報告を受けたときにおいて、業務内容が本仕様書の要件を満たしていないと認める場合は、現場責任者に対し追加作業の指示を行うことができる。
なお、現場責任者は、追加作業を終えたときは、再度上記アにより報告すること。

ねずみ等生息調査業務

1 業務内容

本庁舎及び中央C Cにおける衛生的環境を確保するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、ねずみ及び害虫の生息状況の調査業務を実施すること。

(1) 対象施設 本庁舎 延床面積 51, 178.43 m²
中央C C 延床面積 51, 801.61 m²

(2) 業務内容

ア 本庁舎

(ア) 全体調査

- a 調査方法 粘着シートを設置し、生息状況の調査を行い、記録する。
- b 調査回数 年2回
- c 調査箇所

場 所	シート設置枚数
本庁舎出入口	7枚

※調査箇所については、発注者と協議の上、実施するものとする。

(イ) 重点区域調査

- a 調査方法 粘着シートを設置し、生息状況の調査を行い、記録する。
- b 調査回数 年6回
- c 調査箇所

場 所	シート設置枚数
1階売店	2枚
1階塵芥室・搬入口周辺	4枚
2階厨房	3枚
2階食堂	2枚
各階トイレ	26枚
各階給湯室 (リフレッシュペース除く)	14枚
各階自動販売機置場周辺	15枚
7階屋上出入口周辺	1枚
11階屋上出入口周辺	2枚
外部塵芥室	2枚
汚水ポンプ棧	1枚
計	72枚

※調査箇所については、発注者と協議の上、実施するものとする。

イ 中央C C

(ア) 重点区域調査

- a 調査方法 粘着シートを設置し、生息状況の調査を行い、記録する。
- b 調査回数 年6回
- c 調査箇所

場所	シート設置枚数
旧厨房（2階旧風月堂・8階）	9枚
旧食堂（8階）	6枚
旧食料品庫（8階）	6枚
事務室	17枚
店舗（地下1階）	6枚
各階トイレ	44枚
各階湯沸かし室	15枚
自動販売機周辺	11枚
廃棄物保管場所	1枚
グリース阻集器（地下3階）	1枚
汚水槽（地下3階）	1枚
計	117枚

※調査箇所については、発注者と協議の上、実施するものとする。

ウ その他

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、同法関連政省令及び「千葉市特定建築物維持管理指導要綱」等で定められた基準を遵守すること。

（3）報告書の作成

1回ごとに報告書を作成し、提出すること。

受水槽清掃業務

1 業務内容

水道法施行規則第55条の1及び水道法第34条の2により、本庁舎及び中央CC敷地内に設置してある受水槽及び高架水槽の内部清掃を実施すること。

(1) 服装

受水槽の清掃に従事する者は、衛生上必要な措置を講じた服装で行う。

(2) 使用機材等

清掃に使用する機材は、受水槽清掃専用とし、常に清潔に管理されていなければならない。

なお、使用にあたっては、丁寧に洗浄してから使用すること。

(3) 機器仕様

ア 本庁舎

(ア) 11階受水槽室

- ・受水槽1基（2槽式 呼称55.1m³）6.5×3.0×3.0h
- ・空調補給水槽1基（2槽式 呼称31.5m³）4.5×2.5×3.0h

(イ) 11階熱源機械室（1）

- ・雑用水高架水槽1基（2槽式 呼称72.0m³）8.0×3.0×3.0h

(ウ) ピット階

- ・雑用水槽1基（コンクリート水槽 総容量143.5m³）

イ 中央CC

(ア) 地下3階機械室

- ・受水槽1基（2槽式180m³）6.0×10.0×3.0h

(イ) 屋上

- ・高架水槽1基（2槽式72m³）6.0×6.0×2.0h

(4) 清掃方法

上記機器の内部清掃を1槽毎に行い、本庁舎及び中央CCの施設を断水しないこと。槽内洗浄は、次亜塩素酸ナトリウム液等を使用し行い、清掃後の残水は完全に除去すること。

(5) 清掃時期

清掃を行う日程は、委託期間の中で発注者と協議し決定する。（例年1、2月）ただし、本庁舎の受水槽清掃は閉庁日に行うこと。

(6) 報告書の作成

受注者は、受水槽清掃報告書の作成とともに、工程毎の清掃内容が把握できる写真を撮影し、委託業務完了時に発注者に提出すること。

汚水・雑排水槽清掃業務

1 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第四条の三第1項に基づき、本庁舎及び中央CCの汚水槽及び雑排水槽等の排水に関する設備の清掃業務を実施すること。

(1) 本庁舎

ア 排水槽の清掃

(ア) ポンプアップ槽の清掃（衛生設備外構図参照）

年2回（1回目：7月、2回目：1月）

槽内の清掃及び排出物の場外搬出処分

(イ) 排水枠の点検、清掃（衛生設備外構図参照）

年1回、排水枠の点検を実施し、枠内堆積物がある場合は清掃を行う。

イ 汚泥処理

各排水槽からの排出物の運搬及び処理について適切な処理を行う。

・一般廃棄物：汚水槽の排出物

ウ 殺虫プレートの設置

各水槽に1枚ずつ（年2回）

エ 作業日

閉庁日とし、担当者と協議のうえ決定する。

(2) 中央CC

ア 排水槽の清掃（中央CC平面図参照）

(ア) 水槽の清掃

年2回（湧水槽のみ1回）（1回目：8月、2回目：2月）

槽内の清掃及び排出物（産業廃棄物）の場外搬出処分

(イ) 対象水槽

a 汚水槽 A 約 17.8 m³

B 約 26.0 m³

b 雜排水槽 A 約 14.0 m³

B 約 45.8 m³

c 湧水槽 A 約 85.5 m³

B 約 26.0 m³

※上記各水槽は地下3階にあり、地下駐車場入口は1.8mの高さ制限あり

イ グリストラップ清掃（中央CC平面図参照）

年2回（1回目：8月、2回目：2月）

ウ 汚泥処理

各排水槽からの排出物の運搬および処理について適切な処理を行う。

(ア) 産業廃棄物：雑排水槽、湧水槽及びグリストラップの排出物

(イ) 一般廃棄物：汚水槽の排出物は搬出せず、槽内で希釈清掃・既設ポンプで組み上げ

エ 殺虫プレートの設置

各水槽に1枚ずつ（年2回）

オ 作業日

夜間とし、担当者と協議のうえ決定する。

(3) 輸配達

ア 使用する自動車については、次のとおりとする。

(ア) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する

特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

(イ) 前記の規定にかかわらず可能な限り低公害かつ低燃費な自動車を使用すること。

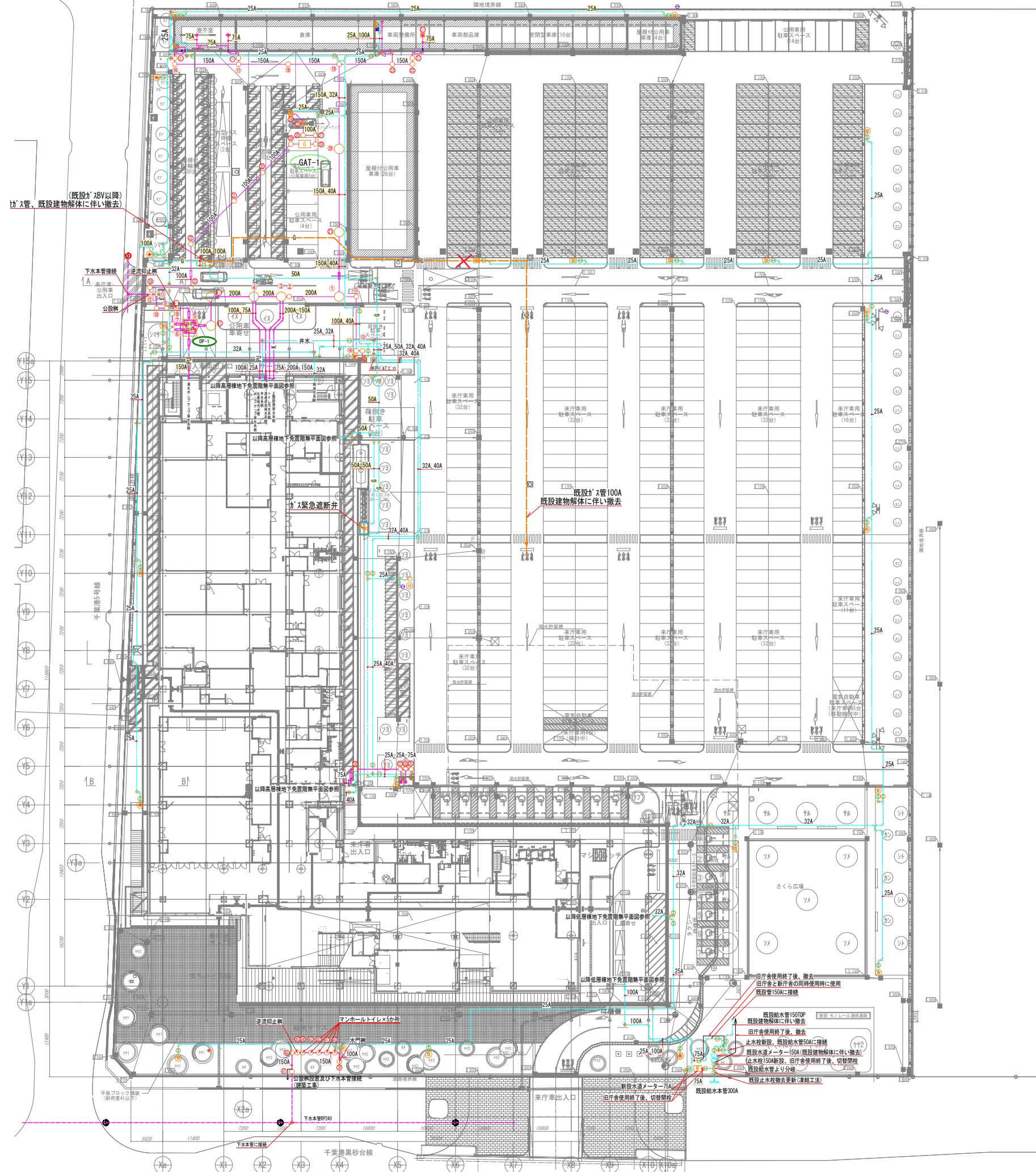
イ 履行の確認に関することについては、次のとおりとする。

(ア) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示、

または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。

(4) 報告書の作成

1回ごとに報告書を作成し、関係書類と共に提出すること。



千葉市新庁舎整備工事

樹番号	樹名稱	樹叢	樹寸法	設計BL から 管底 (mm)
1	汚水樹	1号人孔樹(ステップ30)	重耐	900φ 流出側 -2235
2	汚水樹	塩ビ落差調整樹	重耐	300φ 流入側 -2345
3	汚水樹	2号人孔樹(ステップ30)	重耐	1200φ 流出側 -2915
4	汚水樹	2号人孔樹(ステップ30)	重耐	1200φ 流出側 -2995
4-1	汚水樹	2号人孔樹(ステップ20)	重耐	1200φ 流出側 -3100
4-2	汚水樹	2号人孔樹(ステップ20)	重耐	1200φ 流出側 -3170
5	汚水樹	汚水ポンプアップ槽	重耐	— 流入側 -3200
6	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1220
7	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1235
8	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1270
9	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1290
9-1	汚水樹	逆流防止樹	重耐	300φ 流入側 -1125
10	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1320
11	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1320
12	汚水樹	塩ビ小口径樹(公設樹)	重耐	200φ 流入側 -1380
12	汚水樹	塩ビ小口径樹(公設樹)	重耐	200φ 流出側 -1440
13	汚水樹	塩ビ小口径樹(トラップ)	重耐	200φ — -1200
14	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1220
15	汚水樹	塩ビ落差調整樹	重耐	300φ 流出側 -2175
16-1	汚水樹	塩ビ小口径樹(トラップ)	重耐	200φ — -1030
16	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1050
17-1	汚水樹	塩ビ小口径樹(トラップ)	重耐	200φ — -1195
17	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1215
18	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1385
19	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1515
20	汚水樹	1号人孔樹(ステップ30)	重耐	900φ 流出側 -1785
21	汚水樹	1号人孔樹(ステップ30)	重耐	900φ 流出側 -2035
22-1	汚水樹	コンクリート樹	重耐	450φ 流出側 -485
22-2	汚水樹	塩ビ小口径樹(トラップ)	重耐	200φ — -1285
22	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1305
23	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1385
24	汚水樹	コンクリート樹	重耐	450φ — -575
25	汚水樹	コンクリート樹	重耐	450φ 流出側 -625
26	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	150φ — -645
27	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	150φ — -670
28	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	150φ — -890
GAT1-①	ガソリントラップ	重耐	— 流入側 -700 — 流出側 -990	
29	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	150φ — -895
30	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	150φ — -970
31	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	150φ — -1045
32	汚水樹	塩ビ小口径樹	中耐	200φ — -1180
33	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1245
34	汚水樹	塩ビ小口径樹	重耐	200φ — -1325
35	汚水樹	塩ビ小口径樹	中耐	125φ/150φ — -555
36	汚水樹	塩ビ小口径樹(トラップ)	中耐	125φ/150φ — -610
37	汚水樹	塩ビ小口径樹(トラップ)	中耐	125φ/150φ — -625
38	汚水樹	塩ビ小口径樹	中耐	125φ/150φ — -800
39	汚水樹	塩ビ水門樹	鍵耐	300φ — -946
40	汚水樹	マンホールトイレ用樹	鍵耐	200φ — -1175
41	汚水樹	マンホールトイレ用樹	鍵耐	200φ — -1200
42	汚水樹	マンホールトイレ用樹	鍵耐	200φ — -1226
43	汚水樹	マンホールトイレ用樹	鍵耐	200φ — -1250
44	汚水樹	マンホールトイレ用樹	鍵耐	200φ — -1275
45	汚水樹	逆流防止樹	軽耐	300φ 流入側 -1280 — 流出側 -1425
46	汚水樹	塩ビ小口径樹	軽耐	200φ — -1440
47	汚水樹	塩ビ小口径樹(公設樹)	中耐	200φ 流入側 -1500

確認申請図 2020.02.17
見積図 2020.04.03
契約図
竣工図
当図作成日 2023.01.09

設計番号 01-32996-000

千葉市新庁舎整備工事

【竣工図】
発行日 2023.01.09

図面名称

給排水衛生設備
外構図

縮尺 A1:1/400 A3:1/800

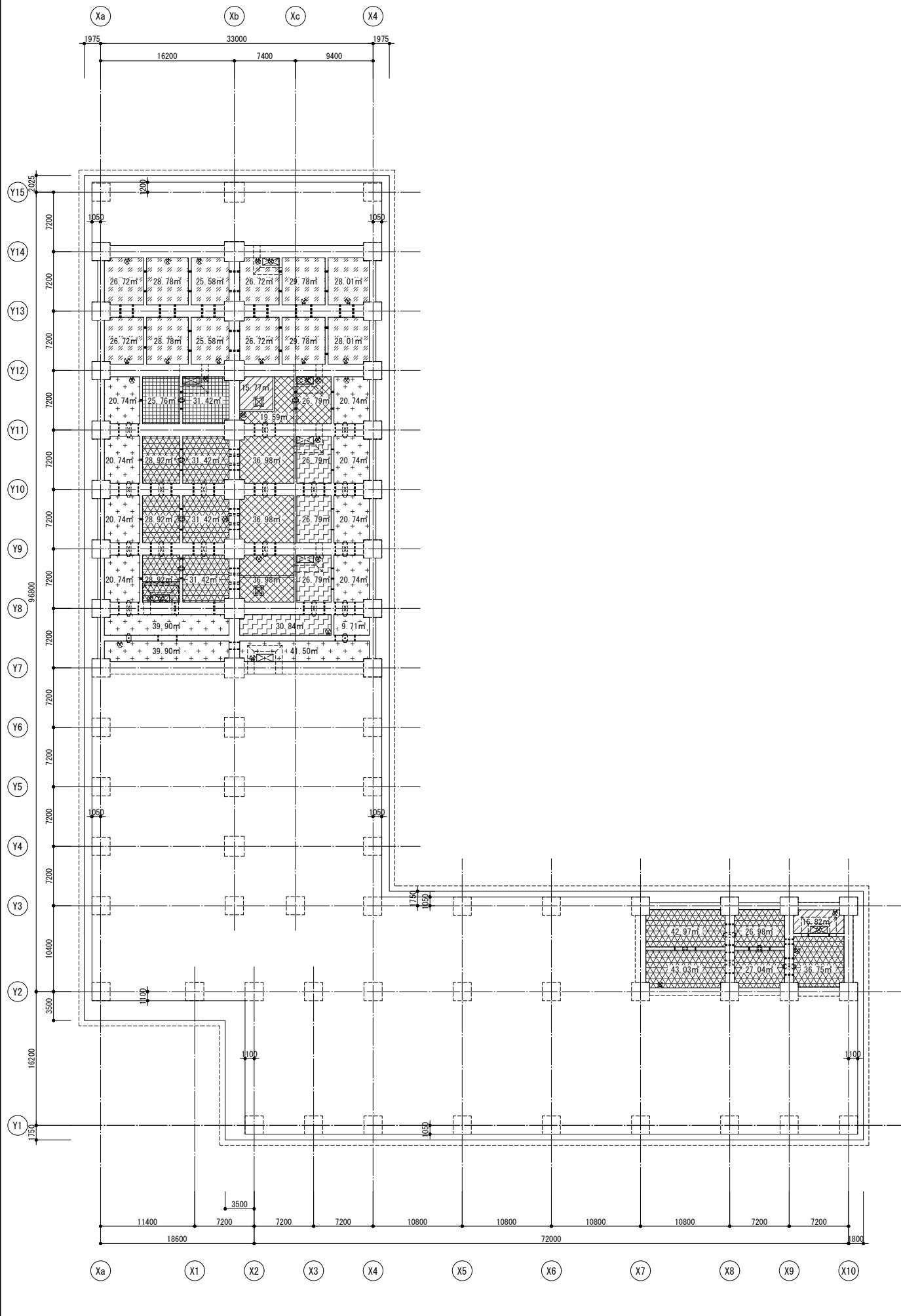
P-101

ACAD09

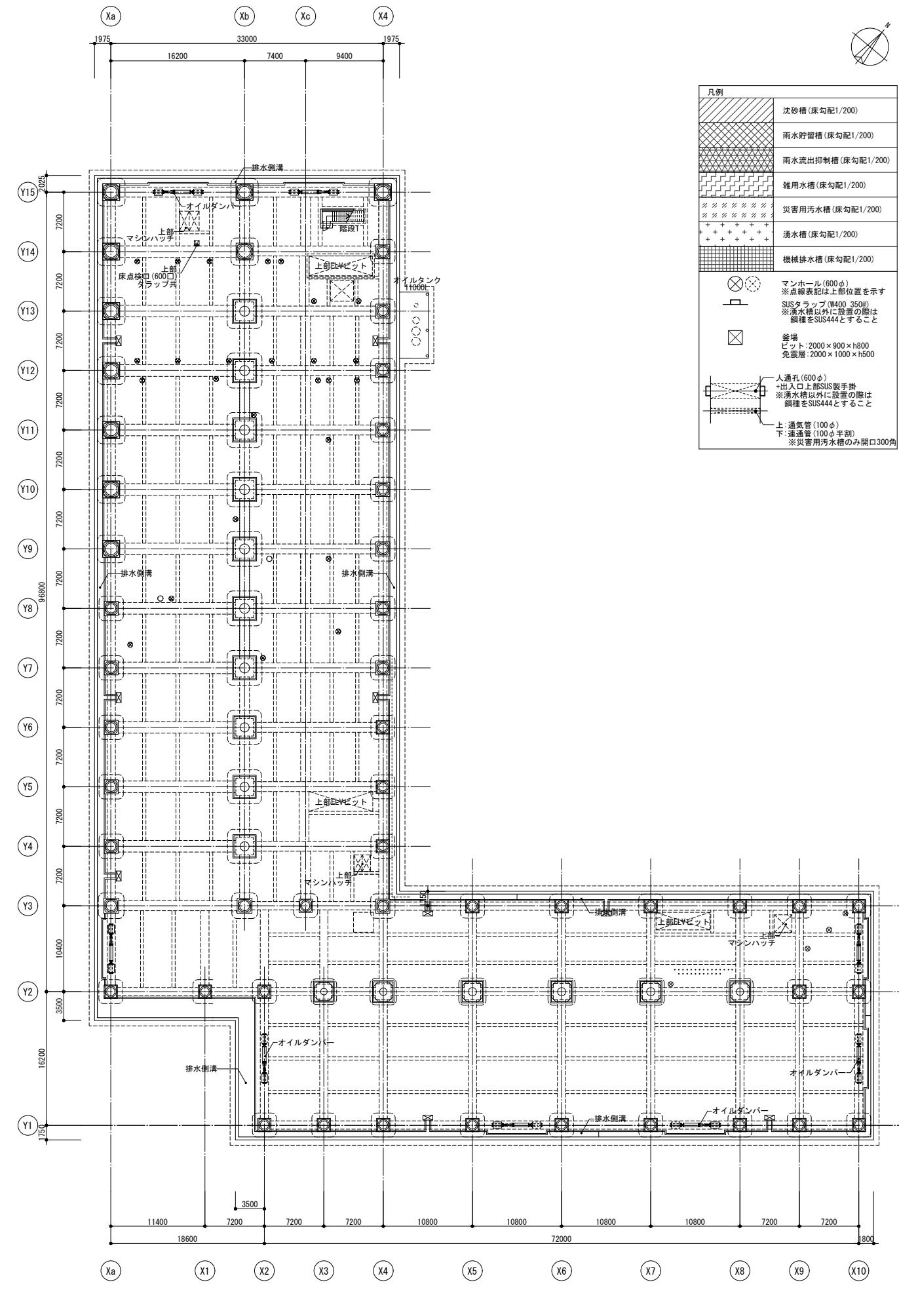
注記
※屋外埋設給水管は、上水と雑用水でクロスコネクションがないよう施工時に対策を行うこと。

Copyright (C) 大成建設株式会社　著作権者の許可なく複製、転載、第三者開示等の行為を禁止する。

凡例	
沈砂槽(床勾配1/200)	
雨水貯留槽(床勾配1/200)	
雨水流出抑制槽(床勾配1/200)	
雑用水槽(床勾配1/200)	
災害用污水槽(床勾配1/200)	
湧水槽(床勾配1/200)	
機械排水槽(床勾配1/200)	
マンホール(600φ) ※点線表記は上部位置を示す	
SUSタラップ(W400 350φ) ※湧水槽以外に設置の際は 鋼種をSUS444とすること	
釜場 ピット: 2000×900×h800 免震層: 2000×1000×h500	
人通孔(600φ) *出入口上部SUS製手掛 ※湧水槽以外に設置の際は 鋼種をSUS444とすること	
上: 通気管(100φ) 下: 連通管(100φ半割) ※災害用污水槽のみ開口300角	



ビット平面図



免震層平面図

 確認申請図
 見積図
 契約図
 竣工図
 当図作成日 2022.12.08
 設計番号 01-32996-000

千葉市新庁舎整備工事

【竣工図】
 発行日 2022.12.15

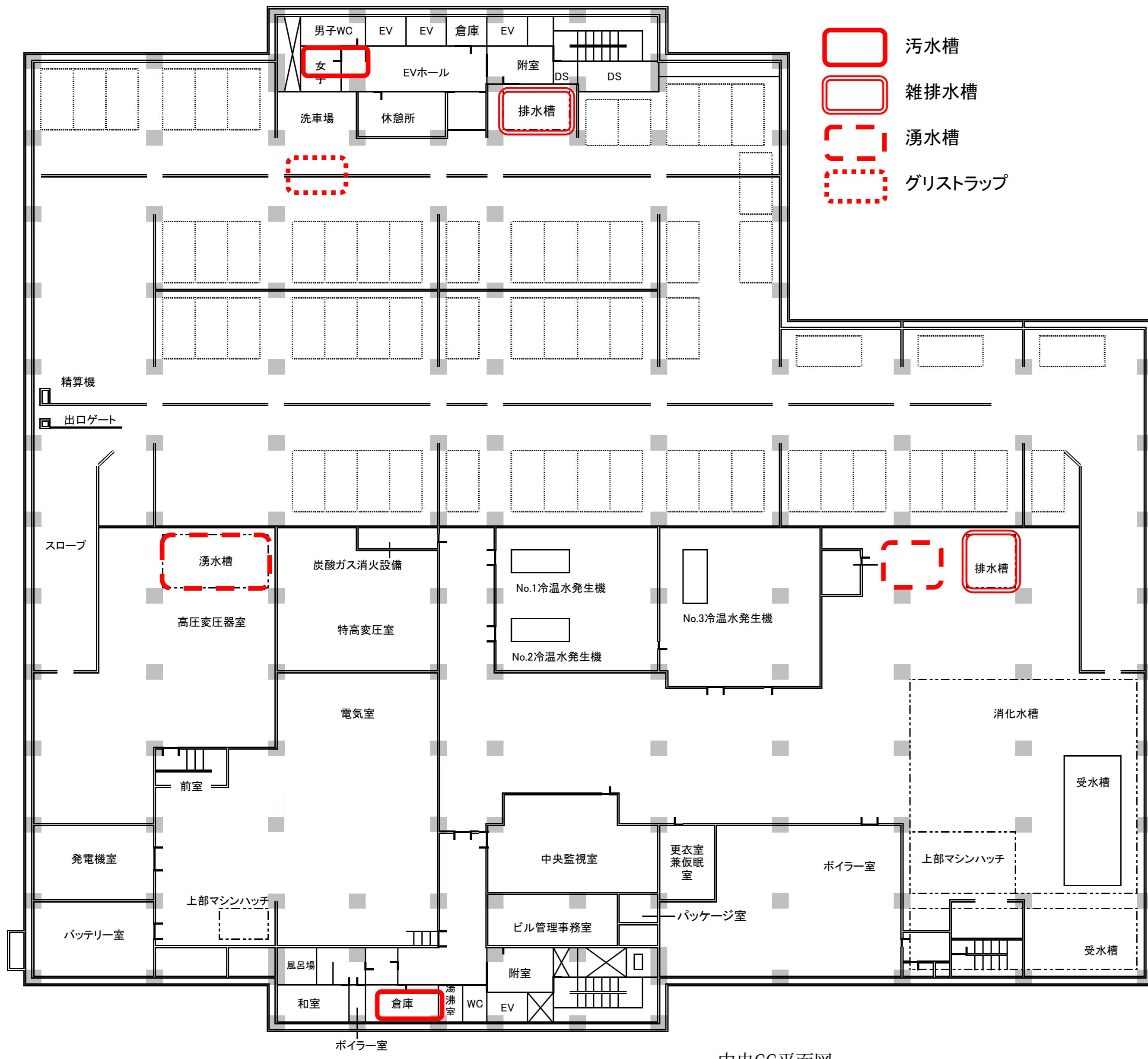
図面名称

ピット・免震層平面図

縮尺 A1:1/300 A3:1/600

A03-002

AGAD09



汚水槽
 雜排水槽
 湧水槽
 グリストラップ

中央CC平面図